発行日：2020年06月16日

宿泊施設バリアフリー化支援補助金

募集期間	2020年6月10日から2021年3月31日まで

目的

東京都及び（公財）東京観光財団では、高齢者や障害のある方など、あらゆる人が安全かつ快適に過ごすための環境整備とともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている宿泊施設の集客力向上につながるバリアフリー化に取り組む宿泊事業者に対し、施設整備等に要する経費の一部を補助します。

支援内容

▼補助対象経費
バリアフリー化を推進するための、施設整備、客室整備、備品購入、実施設計及びコンサルティングに要する経費

支援規模

▼補助額
補助対象経費の最大10分の10以内で、以下の額を限度とします。(※については、条件があります。)
(１)バリアフリー化整備事業(施設整備) 4/5 ・ 3,000万円（6,000万※３）
(２)バリアフリー化整備事業※１(客室整備） 4/5 ・ 4,200万円(8,400万※４）
10/10※２ ・4,800万円（9,600万※４）

(３)バリアフリー化整備事業(備品購入) 4/5 ・320万円
(４)バリアフリー化整備事業（実施設計※５） 4/5 ・100万円
(５)コンサルティング 2/3 ・ 100万円

※１
（２）バリアフリー化整備事業（客室整備）とは、「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車椅子使用者用客室」を目指す整備とする。

※２ （２）バリアフリー化整備事業（客室整備)において、以下の条件を満たす新設・改修等を行う場合

①建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備等で、浴室等の出入口幅を７５cm以上とする場合

②「車椅子使用者用客室」の整備等で、客室出入口の有効幅を９０cm以上とする場合

※３　以下に示す敷地内の整備を含む２種類以上を整備を行う場合

①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、

⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場

※４　客室を６室以上（改修前を基に判断）バリアフリー化する場合

※５　（１）又は（２）に関するもので、同時に申請したもののみ対象とする。

対象者の詳細

▼補助対象者
東京都内において旅館業法の許可を受けて「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」を行っている施設

対象地域

お問い合わせ

・事業全般について
東京都産業労働局観光部受入環境課
電話：０３－５３２０－４８８１

・申請方法等について
※補助金の相談に来所されたい場合は、事前にご連絡ください。
（公財）東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課
電話：０３－５５７９－８４６３

担当者
会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会 担当　：橋本 住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金